

第5回 校長会議あいさつ

R.5.7.18 稲垣

連日、茹だるような暑さです。気の早いクマゼミの大音量が鬱陶しさをかきたてます。中学校の市内大会が無事に終わりました。熱中症アラートの発令も聞かれましたが、指導される先生方のきめ細かな配慮により、どの会場においても生徒たちの生き生きとした姿が見られました。

本日は、二点についてお話しします。

一点目は、学校訪問についてです。今年度は、市の各部長にも同行をお願いしています。また、後期には、文教交流委員の皆さんにも訪問いただく予定です。教育改革の進行により、小中学校の授業がここ十年で大きく様変わりする中、一生懸命な学校の様子を見ていただき、本市の教育への理解を賜るためです。

先日、所用で一色高等学校に伺った折、授業を拝見してきました。私の突然の申し出に、手嶋校長は、是非見てやってくださいと快く応じてくれました。普通科、生活デザイン科の全学年にわたり、いろいろな教科の授業を参観しましたが、いずれのクラスも実に静謐な雰囲気、ひたむきに学習に取り組んでおり感心しました。一色高等学校は、定員不足から学習規律の乱れを心配する噂も一部であったようですが、そのような懸念は微塵も感じさせず、笑顔で挨拶をしてくれる高校生に嬉しくなりました。

二点目は、過日7月6日に報道された富山地裁の裁判結果についてです。今までの部活指導の公的な扱いを明確に覆すものとなりました。滑川市の40代中学校教諭が、過重な長時間労働の結果、くも膜下出血で死亡したのは、校長が安全配慮義務を怠ったためとして、遺族が市と県に1億円の損害賠償を求めた訴訟です。

亡くなった教諭は、既に過労死として公務災害の認定を受けていましたので、注目すべきは、裁判で部活指導が労働として認められるか否かという点です。新聞報道によれば、「判決は、この中学校では全教員が何らかの部活動の顧問を担当し、校長らが配置を決めていたと指摘し、顧問としての業務が自主的活動だったとは言えないとして、市の主張を退けた。校長は、各種の記録簿などから教諭の健康が損なわれる恐れがあることも予見できたとした。」とあり、市と県に8300万円の賠償を命じました。

長年、文科省は「部活指導は、教員の自由裁量であり、勤務ではない」と位置づけ、県や市町村の教育委員会もそれに準じてきました。現状と乖離したロジックであることは、多くの教育関係者が感じていましたが、修正の手が付けられないまま今に至ってしまったというところが、悲しい現実のようです。部活指導を通して教師力を高めたり、教師冥利に浸った教師も少なくありませんが、一方で、巷でしばしば言われるように、部活動は、教員の好意のボランティアによって支えられてきたことも、紛れもない事実です。本市の教員の中にも、子どもたちのために、部活動はもとより学校行事や授業づくり等に、粉骨砕身努めている人が大勢います。その先生たちが幸せに教員人生を歩み続けられるように、今回の判決を他山の石と弃えて、適切な労務管理の在り方を確かめておきたいと思えます。